

1. 組織名

社団法人生命保険協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

金融サービス

意見

【項目】

米国生命保険業界における州保険法による監督、および州毎の営業認可に係る規制

【規制の概要・問題点】

米国の生命保険会社は、原則として州保険法による監督を受けることになっている。州保険法は州毎に異なることより、保険会社は進出している州毎に異なる対応をしなければならない。また、米国の生命保険会社の営業認可についても、営業免許の取得が州毎に必要となり、米国保険事業への参入および拡大展開の制約となりうる。なお、銀行は全ての州の認可が一括で取得できる連邦認可を選択できるようになっている(連邦認可の選択は米国の保険業界も要望している)。

【規制の根拠となる法令等】

McCarran-Ferguson Act(マッカラン・ファーガソン法)

【要望内容】

- ① 州保険法の統一、もしくは連邦レベルでの保険法による監督
- ② 営業免許取得における連邦認可の実現

3. 提出意見②

該当する交渉分野

金融サービス

意見

【項目】

マレーシアの外国企業の事業参入に対する規制

【規制の概要・問題点】

生命保険会社の進出に関しては出資比率が70%以下に制限されており、独資、支店での進出は認められていない。そのため、外資にとってマレーシア保険事業への参入および拡大展開の制約となりうる。

【規制の根拠となる法令等】

Guideline on the Acquisition of Interests ,mergers and Take-Overs by Local and Foreign Interests (ガイドライン自体は2009年に撤廃されているが、2009年4月27日に現地当局(Bank Negara Malaysia)より、外資出資比率は70%を上限とする旨、プレスリリース(※)されている)

(※) http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&pg=en_press_all&ac=1817&lang=en

【要望内容】

外資出資比率の上限(70%以下)の撤廃

4. 提出意見③

該当する交渉分野

金融サービス

意見

【項目】

ベトナムの非居住者による為替取引

【規制の概要・問題点】

オンショア(ベトナム)での非居住者による為替取引については、中銀の実需原則規制に基づき、金融機関に対し実需取引の有無を証明するエビデンスの提出が必要となる。

例えば、出資先企業から現地通貨建の配当を受け取り、当該資金を外貨に換えて本国に送金する場合にも、銀行の要求する「合法性」の資料(エビデンス)の提出が求められる。

配当の本国回金に係る「合法性」を証明する資料は「納税証明書等」となるが、年1回しか発行されないため、事実上、期中の受取配当(中間配当)については、本国への回金が制限(期末まで滞留)されることとなる。

【規制の根拠となる法令等】

Ordinance on Foreign Exchange(外国為替管理に関する規則)
DECREE No: 160/2006/ND-CP(政府政令第160号)

【要望内容】

為替取引の自由化